

特許権	判決年月日	平成30年8月22日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成29(行ケ)第10216号		

○発明の名称を「染毛剤，その使用方法及び染毛剤用品」とする発明について，当初明細書等の開示されている乳化試験機の付属品である攪拌羽根の寸法を，請求項に追加する補正が新規事項の追加に当たらないと判断された事例。

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法17条の2第3項

(関連する権利番号等) 特願2011-42737号，不服2016-7849号

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「染毛剤，その使用方法及び染毛剤用品」とする本願発明についての拒絶査定不服審判請求不成立審決に対する取消訴訟である。特許庁は，原告が審判請求とともにした補正のうち，請求項1に記載されている攪拌羽根について，「左右方向の幅は，全幅58mm，支軸直径6mm，支軸と羽との間隔（隙間）16mm，羽の幅10mmである。」とその寸法を特定することが新たな技術的事項を導入するもので，新規事項の追加に当たり，特許法17条の2第3項に違反するとして，原告のした上記補正を却下した上，攪拌羽根の寸法，形状ひいては攪拌条件が不明であって，本願発明は不明確で，当業者において実施可能なものでもないとして，請求不成立審決をした。原告は，取消事由として，新規事項追加の判断の誤り等を主張した。

2 本判決は，以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

「当初明細書等には，市販乳化試験機ET-3A型の付属品である攪拌羽根を用いることは明示されていない。しかし，当初明細書の【0012】には，①攪拌に上記乳化試験機を用いること，②攪拌羽根は，回転中心となる支軸の下端から漢字の「山」の字を構成する形態で対の羽部を延設した攪拌羽根であること，③攪拌羽根の回転半径は，内容量が200mlで内径約6cmのビーカー等の円筒形容器の半径（約3cm）より僅かに小さいことが記載されているところ，当初明細書に記載されている上記攪拌羽根の形状，寸法は，上記乳化試験機の付属品である200mlビーカー用の攪拌羽根のそれと一致するものである。また，前記の認定事実によると，上記乳化試験機は，昭和60年頃から長年にわたって販売されており，多数の当業者によって使用されてきたと推認される実験用の機械であるところ，販売開始以来，付属品の攪拌羽根の形状，寸法に変更が加えられたことは一度もなく，しかも，遅くとも平成17年7月頃には，付属品の攪拌羽根は，上記乳化試験機とともに日光ケミカルズのカatalogに掲載されていた。さらに，当初明細書の記載に適合するような形状，寸法の上記乳化試験機用の攪拌羽根が，上記乳化試験機本体とは別に市販されていたことは証拠上認められない。

以上の事実を考え併せると、当業者が、当初明細書等に接した場合、そこに記載されている攪拌羽根が、上記乳化試験機に付属品として添付されている 200ml ビーカー用の攪拌羽根を指していると理解することができるものと認められる。そうすると、付属品の 200ml ビーカー用の攪拌羽根の実寸法を本願の請求項 1 に追加して記載することが、明細書又は図面の全ての記載を総合することにより導かれる技術的事項との関係で新たな技術的事項を導入するものとはいえず、新規事項追加の判断の誤りをいう原告の主張は理由がある。」